



群馬労働局の取組 トピックス

(令和6年6月12日：両立支援等助成金)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

令和6年度「両立支援等助成金」のご案内

働き続けながら子育てや介護等を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主を支援する制度です。仕事と育児・介護等の両立支援に関する取組の促進、人材確保・定着のためにご活用ください。

※中小企業事業主のみ対象
※支給額・加算措置の赤字・下線が新規・拡充箇所

出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

男性の育児休業取得を促進!

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備・業務体制整備を行い、子の出生後8週以内に育休開始

コース	支給額 (休業取得/制度利用者1人当たり)	加算措置・加算額
第1種 (男性の育児休業取得)	▶対象労働者が子の出生後8週以内に育休開始 1人目 20万円 2~3人目 10万円	<u>1人目で雇用環境整備措置を4つ実施した場合10万円加算</u>
第2種 (男性育休取得率の上昇等)	▶第1種受給年度と比較し男性育休取得率(%)が30ポイント以上上昇した場合等 1年以内達成： 60万円 2年以内達成： 40万円 3年以内達成： 20万円	<u>第1種受給時にプラチナくるみん認定事業主であった場合15万円加算</u>

育児休業等支援コース

円滑な育児休業取得支援!

育児休業の円滑な取得・復帰支援の取組を行い、「育休復帰支援プラン」に基づき3か月以上の育休取得・復帰

コース	支給額 (休業取得/制度利用者1人当たり)	
育休取得時	▶プランに基づき3か月以上の休業取得 30万円	※無期雇用者、 有期雇用者各1人限り
職場復帰時	▶育休から復帰後、継続雇用 30万円	

育休中等業務代替支援コース

育児中の業務体制整備支援！

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用（派遣受入含む）を実施

※①～③合計で1年度10人まで、初回から5年間

コース	支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）	加算措置/加算額
①育児休業中の手当支給	以下①②の合計額を支給（最大125万円） ①業務体制整備経費：5万円（育休1か月未満：2万円） ②手当支給総額の3/4 ※上限10万円/月、12か月まで	プラチナくるみん認定事業主は、①③を以下のとおり割増 ①育児休業中の手当支給 業務代替手当の支給額を4/5に割増
②育短勤務中の手当支給	以下①②の合計額を支給（最大110万円） ①業務体制整備経費：2万円 ②手当支給総額の3/4 ※上限3万円/月、子が3歳になるまで	③育児休業中の新規雇用 代替期間に応じた支給額を割増 ・最短：7日以上 11万円 ・最長：6か月以上 82.5万円
③育児休業中の新規雇用	代替期間に応じた額を支給 最短：7日以上14日未満 9万円 最長：6か月以上 67.5万円	育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①～③に10万円加算（1か月以上の場合のみ）

柔軟な働き方選択制度等支援コース

仕事と育児の両立支援！

新規

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援

支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）

制度2つ導入し、対象者が制度利用 **20万円**
制度3つ以上導入し、対象者が制度利用 **25万円**

※1年度5人まで

<育児休業等に関する情報公表加算>

出生時両立支援コース・育児休業等支援コース
育児休業等業務代替支援コース・柔軟な働き方選択制度等支援コース

申請前の直近年度に係る下記①～③の情報を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合、2万円加算
対象の情報：①男性の育児休業等取得率、②女性の育児休業取得率、③男女別の平均育休取得日数
※出生時両立支援コース（第2種）以外が対象。各コースごと1階限り。

介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立支援！

「介護支援プラン」に基づき円滑な介護休業の取得・復帰や介護のための柔軟な就労形態の制度利用を支援

※休業、両立支援制度それぞれで1年度5人まで

コース	支給額（休業取得/制度利用者1人当たり）	加算措置/加算額
介護休業	①休業取得時 30万円 ①職場復帰時 30万円	個別周知・環境整備加算 休業①/両立支援制度に15万円加算 ▶対象労働者への個別周知・雇用環境整備の実施
介護両立支援制度	30万円	業務代替支援加算 休業②に 新規雇用 20万円加算 手当支給等 5万円加算 ▶休業取得者の業務代替体制の整備

不妊治療両立支援コース

仕事と不妊治療の両立支援！

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者が制度を利用

コース	支給額 (休業取得/制度利用者 1人当たり)	加算措置/加算額
環境の整備、 休暇の取得等	▶対象労働者が5日(回)以上制度を利用 30万円 ※1回限り	長期休暇の加算 1事業主当たり、30万円 ▶労働者が休暇制度を連続20日以上取得し、原職に復帰後3か月以上継続勤務 ※環境整備、休暇の取得等の対象者が連続20日以上休暇取得する場合に対象

■ ■ お知らせ ■ ■

育児休業等支援コース（職場復帰後支援）の廃止

育児休業等支援コース（職場復帰後支援）については、柔軟な働き方選択制度等支援コースの新設に伴い、令和5年(2023)年度限りで制度を廃止しました。

※令和6年3月31日までに対象労働者が育児休業から職場復帰した場合までが対象となります。

新型コロナウイルス感染症対応特例の終了

介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）及び育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）については、令和5年度限りで制度を終了しました。

※令和6年3月31日までに対象労働者が休暇を取得した場合までが対象となります。

○支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

○その他詳しい支給の要件や手続き等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

